



平成 21 年 6 月 15 日

各 位

会 社 名：日 本 水 産 株 式 会 社
代 表 者 名：代 表 取 締 役 社 長 垣 添 直 也
(コード番号：1332 東証・大証第一部)
問 合 せ 先：取 締 役 総 務 部 長 佐 藤 高 輝
(電話番号 03-3244-7181)

公正取引委員会からの排除命令について

本日、当社は公正取引委員会より、当社が製造・販売していた「ずわいがにコロッケ」の表示に関し、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）違反であるとして「排除命令」の文書を受領しましたので、お知らせします。

1. 対象製品

「ずわいがにコロッケ」（以下「本件商品」という。）は、馬鈴薯、パン粉、かまぼこ、紅ずわいがに（加工原料用フレーク）を主要な原料とする当社ブランドの冷凍食品で、平成 8 年頃から特定の会員制宅配事業者へ販売してまいりました。

過去 2 年間の平均売上数量・金額は 約 4 1 万パック・8 4 百万円／年 であります。

2. 排除命令の内容

本件商品の取引に関し、遅くとも平成 19 年 4 月ころから平成 21 年 2 月ころまでの間本件商品の包装袋において行った、あたかも、当該商品の原材料にズワイガニを用いているかのように示す表示は、事実と異なるものであり、かかる表示は、当該食品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものである旨を速やかに公示しなければならない、との内容です。

3. 排除命令を受けるに至った経緯

① 優良誤認の問合せ

本件商品について「優良誤認」のおそれが無いか、当社より平成 21 年 2 月 20 日に公正取引委員会に問合せをいたしました。

その際、同委員会より自主的に過去の経緯を含めて説明して欲しいとの要請があり、同年 2 月 26 日から説明を開始し、同年 4 月 1 日に景品表示法被疑事件として取り扱う旨の通知を受けました。

② 商品廃棄と名称変更・販売状況

当社は優良誤認の有無を公正取引委員会に問合せた立場であることから、公正取引委員会によって景品表示法被疑事件として取り扱われたことを真摯に受け止め、平成21年5月販売分より本件商品の名称を「紅ずわいがにコロッケ」に変更するとともに、誤出荷を防止するため、既存の本件商品（約2000万円相当）をすべて廃棄いたしました。

なお、商品規格・価格を変えずに商品名のみを「紅ずわいがにコロッケ」と変更した商品は、従前を超える販売量となっております。

4. 当社の対応と業績に与える影響

本件は包装表示に関する指摘であり、本件商品の、食品としての品質に全く問題はありませんので、回収は行いません。

上記「3. 排除命令を受けるに至った経緯」に記載したとおり、本件商品は既に名称を変更して販売を再開しており、当社の業績に与える影響は軽微であります。

本件についての報道関係各位からのお問い合わせは、下記にて承っております。お手数をおかけいたしますが、よろしくお願い申し上げます。

日本水産株式会社 広報IR室 電話番号 03-3244-7101

以上